

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成22年度第2回高松市議員報酬，市長および副市長の給料等審議会
開 催 日 時	平成22年12月27日（月） 午前9時～午前11時24分
開 催 場 所	市役所 4階会議室
議 題	(1) 審議 ア 議員報酬の額，市長および副市長の給料の額，議会における政務調査費の額について イ 非常勤の行政委員に対する報酬の支給の在り方について (2) その他
公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
非公開の理由	—
出席委員	6人 松本修二（会長），本田典孝（職務代理者），前田峻司，馬淵キノエ，中山節子，吉岡和子
傍 聴 者	1人
担 当 課 び 先 お よ び 絡	総務課 （TEL 839-2181）

【経過および結果】

1 追加資料の説明

事務局から中核市の報酬等審議会の開催状況等，全国知事会行政改革プロジェクトチームの中間報告の内容，都道府県・政令市・中核市における非常勤行政委員の報酬等の見直し状況，行政委員報酬について既に見直しを行った県等における日額・月額判断について説明を行った。

2 市長・副市長の給料月額，議員の報酬月額，政務調査費の額と非常勤の行政委員報酬の日額・月額の判断について審議を行い，次のとおり意見が集約された。

(1) 市長・副市長の給料月額

据置き。ただし，一定の期間，減額措置を求める。

(2) 議員の報酬月額

据置き。ただし，一定の期間，減額措置を求める。

(3) 政務調査費の額

減額改定とし，金額は88,000円とする。

(4) 非常勤の行政委員報酬の在り方

識見の監査委員，農業委員会委員は特別な事情があるものと認め月額報酬とし，その他の委員は日額報酬とする。

【主な質疑応答】

会 長) 本日の審議会では、市長・副市長の給料月額、議員の報酬月額、政務調査費の額、行政委員報酬の日額・月額の判断について審議する。まず、市長・副市長の給料月額について意見を求める。

委 員) 市長としての職責を全うしてもらうためには、安易に減額改定を求めてはならない。今回は、給料月額を据置きとすることが適当と考える。

委 員) 11月臨時議会で期末手当の支給割合を0.15月分引下げたこと、これまで改定期間を同じくしていた松山市が今年度の報酬等審議会の開催を見送り、改定を行わないことなどから考えて、給料月額を据置きとすることが適当と考える。

委 員) 市長は休日も関係なく勤務することが多く、その職務内容を考えても給料月額を据置きとすることが適当と考える。

委 員) 市長に職責をしっかりと果たしてもらえることは、市民にとって望ましいことである。このことを踏まえれば減額改定の必要はなく、据置きとすることが適当と考えるが、市長の政治姿勢により自主減額することは差し支えないと思う。

委 員) 市長・副市長の給料月額は全国的に見ても平均的な額であることから据置きとし、市長には真摯に市政運営に当たっていただきたい。

会 長) 市長・副市長の給料月額については、出席委員全員一致で据置きとする。昨年度の答申では、減額改定は見送るものの一定期間の減額措置を求める内容としているが、今回の答申においても減額措置を求めるか否かの意見を求める。

委 員) 昨年度と同様に減額措置を求めることは憚られる。

委 員) 市長は、市民の多大な期待を背負いその職責を担っていることから、大いに活躍していただきたい。自主減額を行うかどうかの判断は、一任するという内容の答申としてはどうか。

委 員) 市長に減額措置の判断を一任するのでは市長も判断し難い面もあると思うので、当審議会としての意見を明示するほうが紳士的である。

会 長) これまでの委員からの意見を集約し、市長・副市長の給料月額については、据置きとし、従来どおり一定期間の減額措置を求めることとする。

次に、議員の報酬月額および政務調査費の額について意見を求める。

委 員) 地元住民は、地元議員の活動をよく把握しているのかもしれないが、市全体として見れば、市民にとって議員活動は市長の活動と比べ不透明な部分が多い。また、過去の答申において減額措置を求めたにも関わらず、議員の報酬月額について減額措置の実施を見送っていることは理解し難い。市民に対する姿勢として、自ら襟を正し、社会情勢等を勘案し一定の判断をすることが望ましいと考える。

会 長) ただ今の発言は、議員の報酬月額の減額改定を見送るが、これまでの減額措置を求める答申を受けてなお、減額措置の実施を見送っていることから、より強く減額措置を求めるという趣旨で良いか。

委 員) そうである。

委 員) 減額措置を何度求めても実施を見送っているが、市民はより厳しい目で見ていることを理解してもらいたい。

委 員) 来年の統一地方選挙では議員定数が11人減り、新人候補者も予定されており激戦が予想されることから、議員一人一人の姿勢が問われている。政務調査費については、その使途に不透明な部分があり、無駄をなくすという趣旨から減額改定を求めても良いと考える。

委員) 去年, 他の委員と政務調査費収支報告書の内容を調査したが, 携帯電話料金や電気料金などが政務調査費として使用されており, 理解し難い。政務調査費に対して一般市民が持つイメージと実際の使途に隔たりがあると感じる。過去の使用状況から見て, 2~3割程度の減額改定が妥当である。事務局) 政務調査費については, 情報公開請求に基づき公開されているが, その使途について住民監査請求が行われる事例がある。これに対し, 政務調査費は適正に処理されているとの監査結果を受けており, 政務調査費の使途基準に基づき適正に使用されていると理解している。

委員) 調査研究活動に経費が必要であることは理解できるが, 政務調査費を戻入する議員がいることも事実である。そこで, 例えば半額を通常どおり支給し, 残りは各議員から使途を明らかにした計画を提出してもらい, それを審査した上で政務調査費を必要とする議員に交付する方法も考えられる。

会長) 政務調査費は, 調査研究に資するために交付されており, その交付対象は会派または議員個人となるが, 本市の場合は議員個人に対して交付している。市民にとっては, 議員の調査研究活動の内容が分かりづらく理解を深めることが難しい部分ではある。

委員) 市民と議員の政務調査費に関する意識のずれを解消する必要がある。

委員) 本来であれば, 議員の報酬月額については減額改定を求めたいところであるが, 来年の統一地方選挙で議員定数が11人減り, 議員一人当たりの活動範囲も広がることが予想されることから, 据置きとすることが適切と考える。ただし, 減額措置は強く求めたい。

また, 政務調査費は全額執行した議員が平成20年度は18人であったが, 平成21年度は24人に増えていること, 市議会事務局においても政務調査費の使途については適正に確認されていると考えられることなどから, 政務調査費の額についても据置きとしてはどうか。

会長) これまでの意見から, 議員の報酬月額は本来であれば減額改定を求めるところであるが, 改定は見送り, 減額措置を強く求める, という意見にまとめられる。また, 政務調査費については, その使途に不透明感があり, 戻入している議員も半数以上いる状況から判断して, 2~3割の減額改定を求めるべきとする意見と, 運用状況としては, 全額執行した人数も増えており改善が見られることから減額改定を見送るべきとする意見が出された。

委員) 領収書の確認の際, 適正に使用しているかどうかを徹底して確認し, 不適切なものは拒否する運用を徹底すれば不透明感は改善される。

委員) 領収書の添付のみでは, 議員活動の把握は困難だ。昨年度も政務調査費により調査研究した内容を議員活動にしっかりと反映させる旨を答申に盛り込んだが, 政務調査費の透明性は依然として確保されていないと感じる。

委員) 大学でも, 基本的な研究費に上乗せして必要な研究費が申請に基づき支給される。これと同様に, 議員についても活動内容が必要と認められれば, 基本部分の政務調査費に上積みして交付される方法が適切であると考ええる。

委員) 政務調査費の執行状況を見ても, 議員の半数程度が全額執行しているが, 執行率は約8割である。この状況を踏まえ, 政務調査費は減額改定した上で, 議員には政務調査費を100%執行し, しっかりと議員活動に取り組んでもらいたい。

会長) 政務調査費制度の理念を重視するのか, 運用状況を重視するのか, という判断になる。

委員) 議員から戻入があるということは, 視点を変えれば無駄な経費を省き誠実に調査研究に利用しているとも考えられる。

事務局) 収支報告書には, 1円からの領収書等を添付することとしているが, これは全国的に見ても先

進的な取組であり、議員活動において適正に使用されているものと考えている。

委員) 来春には議員定数が大幅に減ることから、減額改定を実施した場合と同様の削減効果が得られるが、議員には強い自覚を持ち職責を全うして欲しい。また、議員定数が減ることで活動範囲が広がることを考慮すると、改定せず暫く様子を見るという考えも理解できる。

会長) 減額改定を見送るという意見は少数意見であり、減額改定を求める意見が多数出ている。そこで、出席委員全員一致で減額改定を求める方向で意見集約したいがどうか。

委員) その方向で異議はない。

委員) 景気が厳しい状況であることから、ある程度厳しい改定内容となっても止むを得ない。

委員) 減額改定の額については、四国県都市との均衡を図る必要があり、1割の減額が妥当と考える。

委員) 高松市を1割減額の9万円とした場合、松山市・徳島市・高知市との均衡も図れる。

委員) 個人的には、基本額として5万円を支給し、残りの5万円は本当に必要な議員に申請に基づき支給する方法が望ましいと考える。政務調査費の額を下げるだけでは、我々委員の気持ちは議員に伝わりにくく、単に額を下げられただけとしか受け止められないのではないかと。

会長) その方法も考えられるが、そのルール作りや運用面の課題、経費を考えると難しい。政務調査費の額を8万円とする意見と9万円とする意見が出されたが、戻入された割合を踏まえて9万円としてはどうか。

委員) 戻入された割合から判断するのであれば、88,000円の方が理解を得やすいのではないかと。

会長) 政務調査費の額については、88,000円に減額改定する方向でまとめた。

次に、非常勤の行政委員報酬について全てを日額とするか、一部の行政委員については月額とするかについて意見を求める。

委員) 前回の審議会後、地元の農業委員会委員から活動内容を聞き取りした。委員としての活動と農家個人としての活動の線引きが曖昧であるが、委員として出席する会議が月10日程度あることが分かった。地域における活動の把握が困難なことや、その職務内容も容易なものではないとの印象を受けたことから農業委員会委員については月額報酬が妥当であるとする。

委員) 行政委員の報酬の判断は、各行政委員の月平均活動日数等から判断することが妥当である。農業委員会委員については、活動日数が多いことから月額報酬とし、その他の委員については、委員毎に当審議会にて意見交換を行い、判断したい。

委員) 月平均活動日数から考えると、大阪高裁において月額報酬が著しく妥当性を欠くとされなかった4.7日を参考に愛媛県が4日を基準に判断していることから、同様の基準が妥当と考える。

委員) 活動日数も重要であるが、1日当たりの活動時間は約2時間程度という認識で良いのか。

事務局) 委員会によって異なるが、教育委員会の定例会は1時間～2時間半程度、監査委員の会議は毎月1回で約1時間、選挙管理委員会の定例会は月1回で1時間未満、農業委員会は会議によって所要時間が異なるが、1～2時間程度と聞いている。

委員) 弁護士や公認会計士など一般的に専門性が高い職業の時給を参考とする方法もある。行政委員は、社会的使命を担っていることから、社会通念上、過度に高くもなく安くもない額で2時間程度の勤務に見合った報酬額であれば良いのではないかと。大学の非常勤講師の場合は、1時間につき1万円強の報酬であったと思う。

会長) 額の正当性についての意見が出されたが、日額・月額の判断についてはどうか。

委員) 愛媛県の4日、大阪高裁において月額報酬が著しく妥当性を欠くとされなかった4.7日から考

えて、活動日数が多い農業委員会委員は月額とし、それ以外の委員は日額が妥当である。

委員) 識見の監査委員は、再考する必要があるが、それ以外の委員は日額が妥当である。

会長) 本日の会議資料の中でも、浜松市は農業委員会委員と専門性を有する監査委員を月額としている。

委員) 本市の識見の監査委員は、公認会計士が務めているのか。

事務局) 本市には、識見の監査委員が2人おり、1人が常勤、もう1人は非常勤で、非常勤の委員は弁護士が務めている。月平均活動日数は4.1日であるが、弁護士であることから市役所へ来ていただける日が限られており、住民監査請求に対する監査結果の作成などは自宅で行っていただいている。これに要した日数は把握できず、会議資料に記載している活動日数には含まれていない。また、教育委員会委員もこの活動日数以外に自宅等における勤務があるが、事務局では把握していない。

委員) 自宅等における勤務を市役所での勤務に変更するなど勤務形態を変えることが可能であれば、監査委員や教育委員会委員についても日額とすることが可能である。

事務局) 勤務形態を変えることの可否については把握していない。

委員) 各行政委員の活動日数は、委員から聞き取り調査をした結果か。

事務局) 各委員会の事務局に対し活動日数の調査を行い、調査結果に基づき会議資料を作成した。

委員) 大阪高裁の判決の中で、「特別な事情がある場合」には月額報酬が認められるとあり、識見の監査委員も特殊性を考慮して月額とすることが望ましい。

会長) これまでの意見を集約し、識見の監査委員、農業委員会委員は月額とし、それ以外の委員を日額とする方向でまとめる。本来、非常勤の行政委員の報酬は特別な事情がある場合除き日額とすべきである。識見の監査委員、農業委員会委員は職務内容や活動実績から見て特別な事情があるものと判断し月額とする。また、固定資産評価員については日額とする。次回の審議会では、報酬の額について審議する。